

3. 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、発生量や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

3-1 発生量

発生量は、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には当該廃棄物処理工程の前での量とする。

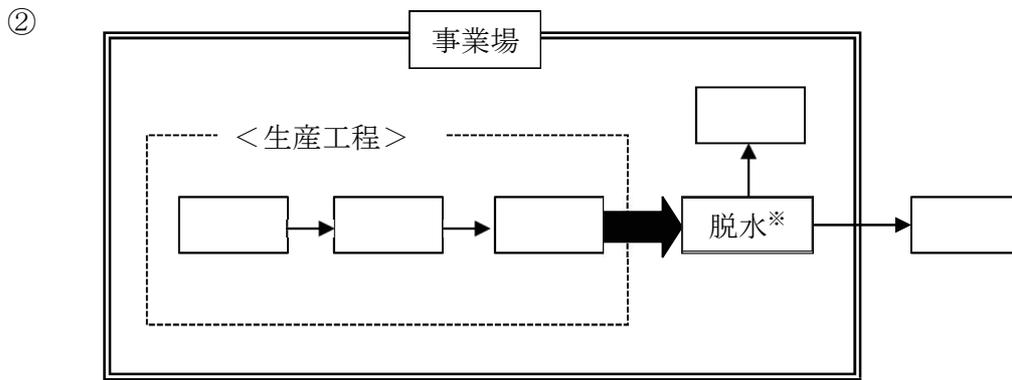
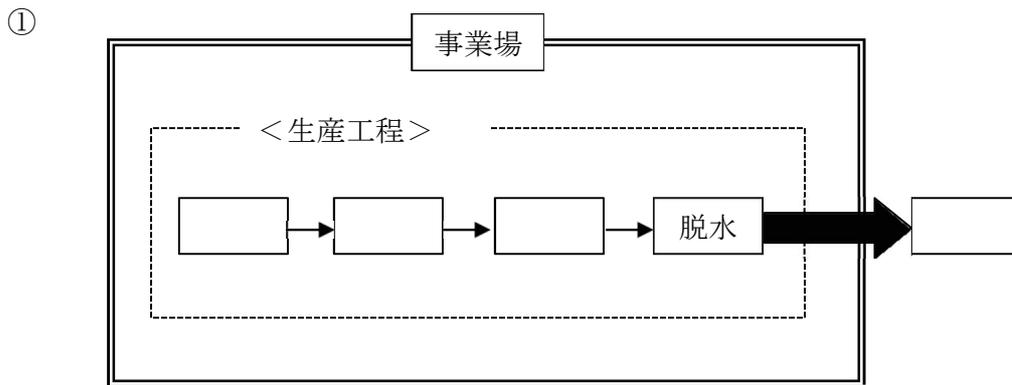
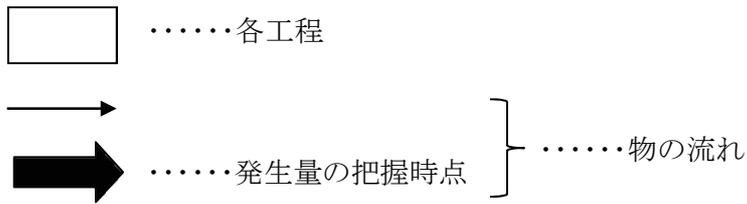
自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」等として把握されるため、発生量はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

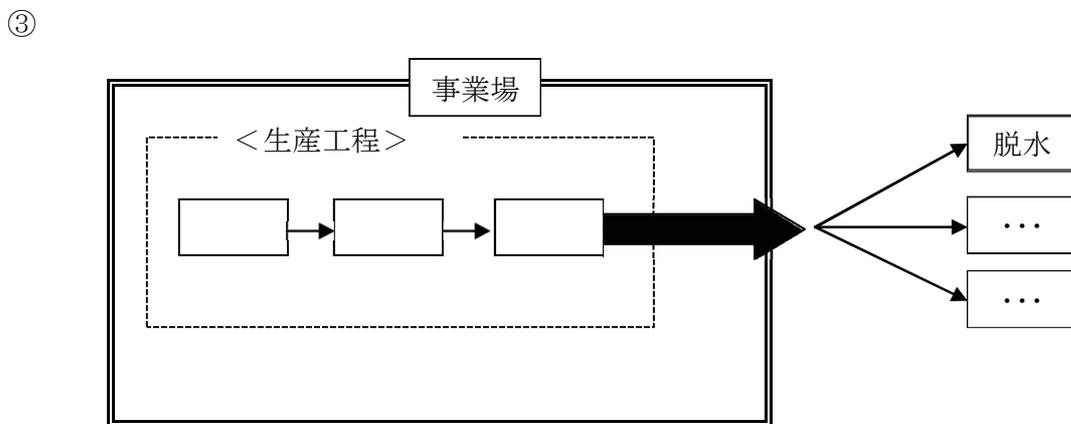
<例：汚泥の場合>

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

- ① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合はこれに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。



※廃棄物の処理としての脱水行程



出典：多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）